

# 国体派遣選手選考規程

1993年8月4日 制定

1999年6月1日 改訂

(目的)

第1条 国体派遣選手の選考については「国体要項」と合わせ、本規程に基づいて選考するものと

し、(財)神奈川県体育協会に推薦することを目的とする。

(選考委員会の構成)

第2条 選考委員会は次の役員をもって構成する。

委員長	会長又は副会長
副委員長	専務理事又は常務理事
委員	競技本部長
委員	競技本部理事
委員	競技本部コーチ若干名

(選考委員会の運営)

第3条 委員会は必要に応じ委員長が召集する。委員長が事故ある時は、副委員長を代理とし審議

にあたる。

(基本条件)

第4条 派遣選手の出場人員は国体要項の枠内とし、委員会は次の基本条件を基に選考する。

1. 国体で入賞可能な選手を優先し選考決定する。
2. 原則として選考会成績によるものとするが、県連主催の各種大会、各種記録会(雪上陸上)および学連の成績等を審議の対象として、入賞が期待出来る選手を選考する。
3. 前年度国体8位以内入賞者については特に考慮する。ただし、当年の選考会に出場す

る  
ことを原則とする。

( 規程の改廃 )

第 5 条 本規程の改廃は理事会の議決による。